

## 稲城市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納事務を委託したので、同条第2項及び稲城市会計事務規則（昭和39年稲城市規則第57号）第36条第1項の規定により、その旨を告示する。

令和8年4月1日

稲城市長 高橋 勝 浩

### 1 委託した公金事務に係る歳入の内容

- (1) 稲城市生活文化施設ふれんど平尾及び稲城市生活文化施設やのくちの使用料
- (2) ふれんど平尾体育館、ふれんど平尾グラウンドの使用料及びふれんど平尾グラウンドの夜間照明の使用料
- (3) 稲城市郷土資料室に係る有償刊行物の売払代金

### 2 指定公金事務取扱者として指定した者

東京都稲城市東長沼2112番地の1

公益社団法人 稲城市シルバー人材センター

### 3 指定した日

令和8年4月1日

### 4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで